

徳島市農業委員会総会 議事録

1 とき	令和6年10月29日(火) 開会 午後 3時30分 閉会 午後 4時40分
2 ところ	徳島市役所 13階 大会議室
3 議長	会長 川人 泰博
4 出席者	<p>&lt;農業委員&gt;</p> <p>1番委員 岸本 昇 3番委員 佐野 泰弘 4番委員 野口 俊廣  5番委員 大貝 美治 6番委員 金澤 敬治 7番委員 宮崎 学  8番委員 久米 裕純 9番委員 川人 泰博 10番委員 佐々木永薫  11番委員 板東美佐緒 12番委員 坂東 賢二 13番委員 石田 幸夫  14番委員 植田美恵子 15番委員 廣瀬 長市 16番委員 谷川 興一  17番委員 鎌田 良仁 18番委員 政岡 茂 19番委員 市岡 沙織</p> <p>&lt;農地利用最適化推進委員&gt;</p> <p>1番委員 武市 直樹 2番委員 安廣 貴明 3番委員 宮本 忠佳  4番委員 山本 美香 5番委員 長谷川豊司 6番委員 桑野 欣伸  7番委員 宮崎 秀喜 8番委員 原田 和彦 9番委員 井原 一成  10番委員 奥田 雅之 11番委員 松浦 義幸 12番委員 森 政雄  13番委員 岡田 敏明 15番委員 廣瀬 佳輝 16番委員 美間 亮  17番委員 近藤 和隆 18番委員 赤川 勉</p>
5 欠席者	<p>&lt;農業委員&gt;</p> <p>2番委員 瀬畑 俊夫</p> <p>&lt;農地利用最適化推進委員&gt;</p> <p>14番委員 鈴木 隆大</p>
6 欠員	なし
7 傍聴者	なし
8 議事	<p>付議案件</p> <p>(農地関係議案)</p> <p>第1号議案 農地法第3条の規定による許可申請の審議について  第2号議案 農地法第5条の規定による許可申請の審議について  第3号議案 非農地通知の審議について  第4号議案 農用地利用集積計画の承認について</p> <p>報告事項</p> <p>(農地関係)</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 農地法第3条の3規定に基づく権利取得の届出について</li> <li>2. 農地法第5条第1項の規定に基づく許可の決定及び指令書の交付について</li> <li>3. 農地法第4条第1項第7号の規定による農地転用の届出について</li> <li>4. 農地法第5条第1項第6号の規定による農地転用の届出について</li> <li>5. 農地法第18条第6項の処理について</li> <li>6. 農地改良届について</li> <li>7. 地目変更登記に係る照会に対する回答について</li> </ol> <p>付議案件</p> <p>(全体議案)</p> <p>第5号議案 地域計画策定における目標地図素案の決定について</p>

(開会 午後3時30分)

事務局 それでは、定例総会を始めます。本日の議長は川人会長が務めることとなっております。進行をよろしく願います。

議長 ただ今から、令和6年10月徳島市農業委員会総会を開会いたします。本日の総会は、農業委員19名のうち半数を超える18名が出席しており、会議が成立しております。欠席の届出がありました委員は、議席番号2番瀬畑俊夫委員です。

はじめに、議事録署名者の選任についてですが、総会議事規則第10条の規定により、議長が指名します。議席番号18番政岡茂委員と、議席番号8番久米裕純委員の両名を指名します。よろしく願います。それでは、これより各議案の審議に入りますが、議案各号ごとに採決しますので、よろしく願います。

第1号議案、農地法第3条の規定による許可申請の審議を開始します。それでは事務局より、議案の説明をお願いします。

事務局 それでは第1号議案、農地法第3条の規定による許可申請について御説明します。議案書1ページを御覧ください。全ての申請について法定の添付書類は整っております。農地法第3条第2項各号の不許可要件に該当しているものは見受けられないと思われま。耕作労力・農機具の保有状況等の問題は見受けられず、また、周辺への支障・影響を生ずる要因は特に見受けられません。なお、許可の適否にあたり、不許可の例外規定に該当するものや、特に注意すべき事項のある案件については、個別に説明をさせていただきます。

1番は、譲渡人から譲受人へ、市内の農地と市外の農地との相互交換で、農地2筆の所有権を移転するものです。譲受人の耕作面積は許可後127aに至り、譲受人は対象地において、水稻の栽培を行うとのことです。

2番は、譲渡人から譲受人へ、農業廃止による売買で、農地1筆の所有権を移転するものです。譲受人の耕作面積は、許可後24aに至り、譲受人は対象地において水稻の栽培を行うとのことです。

3番は、譲渡人から譲受人へ、相手方の要望による売買で、農地1筆の所有権を移転するものです。譲受人の耕作面積は、許可後61aに至り、譲受人は対象地において水稻の栽培を行うとのことです。

4番は、譲渡人から譲受人へ、同一世帯内での部分贈与で、農地3筆の所有権を移転するものです。譲受人の耕作面積は、許可後104aに至り、譲受人は対象地においてブロッコリーの栽培を行うとのことです。

5番は、譲渡人から譲受人へ、労力不足による経営縮小による売買で、農地1筆の所有権を移転するものです。譲受人の耕作面積は、許可後16aに至り、譲受人は対象地において野菜の栽培を行うとのことです。

6番は、譲渡人から譲受人へ、農業廃止による売買で、農地5筆の所有権を移転するものです。譲受人の耕作面積は、許可後524aに至り、譲受人は対象地においてブロッコリーと水稻の栽培を行うとのことです。

7番は、譲渡人から譲受人へ、相手方の要望による売買で、農地1筆の所有権を移転するものです。譲受人の耕作面積は、許可後78aに至り、譲受人は対象地において水稻の栽培を行うとのことです。

8番は、譲渡人から譲受人へ、相手方の要望による売買で、農地3筆の所有権を移転するものです。譲受人の耕作面積は、許可後161aに至り、譲受人は対象地において水稻の栽培を行うとのことです。

9番は、譲渡人から譲受人へ、相手方の要望による売買で、農地1筆の所有権を移

転するものです。譲受人の耕作面積は、許可後362aに至り、譲受人は対象地において、ニンジン・白菜・枝豆の栽培を行うとのことです。

10番は、譲渡人から譲受人へ、相手方の要望による売買で、農地1筆の所有権を移転するものです。譲受人の耕作面積は、許可後152aに至り、譲受人は対象地において甘藷の栽培を行うとのことです。

11番は、譲渡人から譲受人へ、農業廃止による売買で、農地1筆の所有権を移転するものです。譲受人の耕作面積は、許可後8aに至り、譲受人は対象地において野菜の栽培を行うとのことです。なお、譲受人は新規就農者であるため、川内地区で新規就農面談を行いました。

12番は、譲渡人から譲受人へ、農業廃止による売買で、農地1筆の所有権を移転するものです。譲受人の耕作面積は、許可後9aに至り、譲受人は対象地において、トウモロコシやキャベツなど野菜の栽培を行うとのことです。なお、譲受人は新規就農者であるため、国府地区で新規就農面談を行いました。

第1号議案は以上12件で、対象地は、田10,426㎡、畑3,407㎡、その他161㎡、合計13,994㎡です。御審議をよろしく申し上げます。

議長 事務局の説明は以上ですが、新規就農面談を行ったということですので、まず、実際に面談にあたった委員さんより、御意見をいただきたいと思います。それでは、11番の新規就農面談に参加していただいた、川内地区の廣瀬委員さん、新規就農計画の内容等について、御心証などはいかがでしたでしょうか。

廣瀬委員 今月17日の午前9時30分より、11番案件で新規就農面談を実施いたしましたので報告します。参加者は、私と石田委員、植田委員、廣瀬推進委員の委員4名、譲受人側1名、事務局2名の7名です。

譲受人は、会社員で、以前から農業に興味があり、耕作をしたいと考えていたところ、丁度よい面積の農地が見つかったため、今回の申請に至ったとのことです。譲受人は、農業の経験がないものの、対象地は、面積がそれほど大きくないこともあり、自家消費分の営農を行うことに問題はないと思われます。今回の申請が許可されれば、野菜の栽培を行い、自家消費する計画とのことです。

結論として、今回の3条許可については、川内地区の委員は一致して、問題ないのではないかと心証を持ちました。報告は以上です。よろしく申し上げます。

議長 ありがとうございます。続きまして12番案件の新規就農面談に参加していただいた、国府地区の谷川委員さん、新規就農計画の内容等について、御心証などはいかがでしたでしょうか。

谷川委員 今月17日の午後2時より、12番案件で新規就農面談を実施いたしましたので報告します。参加者は、私と美間推進委員の委員2名、譲受人側1名、事務局2名の5名です。

譲受人は、会社員で、以前から住居の近くで柿・ミカンなどの果樹の栽培を行っており、今回、野菜の栽培をしたいと考え、農地を探していたところ、見つかったため、申請に至ったとのことです。譲受人は、営農の経験がないとのことであったが、対象地での作物は、自家消費するとのことで、問題はないと思われます。今回の申請が許可されれば、夏はトウモロコシ、冬はキャベツなどの野菜の栽培を行うとのことです。

結論として、今回の3条許可については、国府地区の委員は一致して、問題ないのではないかと心証を持ちました。報告は以上です。よろしく申し上げます。

議長 ありがとうございます。新規就農面談に参加されました委員からの意見は以上ですが、その他、全案件につきまして、申請地区の委員さん、他の委員の皆様、御意見、御質問はありませんか。

それでは、御意見がないようですので採決いたします。第1号議案の農地法第3条の規定による許可申請は、全案件を許可することに異議はございませんか。

全委員 異議なし

議長 異議がないということですので、第1号議案については全案件を許可することに決定いたしました。続きまして、第2号議案、農地法第5条の規定による許可申請の審議を開始します。それでは事務局より、議案の説明をお願いします。

事務局 それでは第2号議案、農地法第5条の規定による許可申請について、御説明します。議案書4ページを御覧ください。

1番の申請地は、公共投資の対象となっていない第2種農地に該当します。所有権を移転し、建築業を営んでいる譲受人が、露天資材置場に転用するものです。

2番の申請地は、10ha以上の規模の一団の農地内にある第1種農地に該当しますが、不許可の例外規定である集落接続に該当し、また、農地を分断するおそれはありません。申請地は、50m以内に3戸以上の住宅があることを現地で確認しております。所有権を移転し、建設業を営んでいる譲受人が、露天資材置場及び駐車場に転用するものです。

3番の申請地は、入田支所から300m以内の第3種農地に該当します。使用貸借権を設定し、借人が農家の世帯分離住宅に転用するものです

4番の申請地は、公共投資の対象となっていない第2種農地に該当します。使用貸借権を設定し、借人が非農家の世帯分離住宅に転用するものです。

5番の申請地は、公共投資の対象となっていない第2種農地に該当します。所有権を移転し、建設業を営んでいる譲受人が、露天資材置場に転用するものです。また、申請地の一部で、既に転用行為が行われており、農地法の手続きをとらなかつたことを反省する旨の始末書の提出があります。

6番の申請地は、公共投資の対象となっていない第2種農地に該当します。所有権を移転し、建築業を営んでいる譲受人が、露天資材置場に転用するものです。

以上、2番案件以外につきましては、農地法に規定されている立地基準及び一般基準において、許可要件を満たしているものと思われます。また、転用目的が、駐車場・資材置場となっている案件については、太陽光設備認定をとっていないことを確認済みであり、転用規模が大規模である2番、5番案件については地区審査を実施しました。なお、2番案件につきましては、一般基準において地区審査を担当した委員より疑義が表明されております。

第2号議案は全6件で、地目は、田が5,671㎡、畑が192㎡で、合計が5,863㎡です。転用目的の内訳は、住宅用地が665㎡、駐車場・資材置場が5,198㎡、となります。以上で説明を終わります。御審議をよろしく申し上げます。

議長 事務局からの説明は以上ですが、地区審査を行ったということですので、まず、実際に審査にあたった委員さんより、御意見をいただきたいと思っております。それでは、2番案件の地区審査に参加していただいた、入田地区の板東委員さん、転用計画の内容等について、御心証などはいかがでしたでしょうか。

板東委員 農地法第5条の規定による申請番号2について地区審査を実施しましたので、意見

を述べさせていただきます。

提出がありました案件につきましては、入田地区では2,394㎡の農地を露天資材置場及び駐車場に転用する過去に例がない大規模なものであり、本件が悪例とならないよう慎重に審査を行うこととしました。

先月18日に申請人の代表取締役以下2名、農業委員、推進委員、事務局2名が参集して、立地基準・一般基準に基づき地区審査を実施しました。

事務局の説明の通り、本件は譲渡人から、譲受人である法人に有償譲渡し、資材置場及び駐車場を自費で施工し利用するものです。現地は、入田小学校から東へ200m程度の所に位置し、付近に住宅が点在しますが、第一種農地に区分され、原則として転用が許可されない農地であります。

許可申請書に基づき審査した結果、申請図書に虚偽の記載が多々あり速やかに修正を行うよう指導しました。また、一般基準の周辺農地の営農条件に支障を生じる事のないよう、農地への土砂の飛散対策・車両によるオイル漏れ対策等々について検討を行い、懸念される事項が発見されましたので、可及的速やかに、補正を行なうよう指導しました。その後これらの指摘に対し、申請人は小出しで是正に是正を重ね今日に至っていますが未だに懸念事項が散見され解消に至ってはおりません。

今回の5条申請には直接関係しませんが、申請人は、騒音公害、交通障害、過去の5条許可後の目的違反、農地パトロールでの耕作放棄地の解消問題等が山積しており、これらは未だ解決しておりません。申請人は、コンプライアンス遵守が希薄であると言わざるを得ず、危惧するところ大であります。

法律遵守の立場から、関係する法律等について、事務局との勉強会、転用許可後の先例の視察、国、県、市への意見聴取を実施しました。これらを根拠に申請人に真摯に向き合い是正するよう要請しましたが未だ満足するような解決には至っておりません。本件5条申請許可について、未だ指摘事項の解消には至っておらず、周辺農地の営農条件に支障を生じる事のないよう誠意ある是正が求められます。

以上、述べたことを勘案し、正しい補正が行なわれる迄、本件は保留とし継続審査と致したく、地区委員2名合意の上意見を述べさせていただきます。

議長            ありがとうございました。続きまして5番案件の地区審査に参加していただいた、川内地区の石田委員さん、転用計画の内容等について、御心証などはいかがでしたでしょうか。

石田委員        今月17日、午前10時から5番案件で地区審査を実施しましたので、報告します。参加者は、植田委員、廣瀬委員と私の委員3名、転用者側1名と事務局2名です。

申請地は、川内町金岡にあり、第2種農地に区分されるということです。今回の申請は、所有権を移転して、譲受人が露天資材置場に転用するものです。造成については、山土と碎石で埋め立てをして転圧整地します。排水については、雨水のみで地下浸透させるとのことですが、土地改良区の管轄外のため上申書の提出があります。先程、事務局からも説明があったとおり、5番案件の一部はすでに雑種地の状態となっておりますが、転用の必要性も認められるため、結論として、今回の転用許可申請について、農地法上で許可となる条件を満たしており、周辺農地に対する被害防除措置についても問題はなく、川内地区の委員は一致して、許可はやむを得ないのではないかと心証を持ちました。報告は以上です。よろしくをお願いします。

議長            ありがとうございました。地区審査に参加された委員からの意見は以上ですが、その他、全案件について申請地区の委員さん、他の委員の皆様、御意見・御質問はありませんか。

それでは、第2号議案の農地法第5条の規定による許可申請について、地区審査に参加した委員さんから御意見の出ておりました2番案件は、別途に採決したいと思います。それ以外の1番、3番から6番案件を許可することに異議はございませんか。

全委員 異議無し

議長 異議がないということですので、第2号議案は1番、3番から6番案件を許可することに決定いたしました。それでは、2番案件について採決いたします。本案件の採決については、農業委員18名のうち議長をのぞく17名による挙手により行います。2番案件について、審議を保留することに、賛成の方は挙手をお願いします。

全委員 —— 挙手 ——

議長 挙手多数でございますので、2番案件については保留することに決定いたしました。

続きまして、第3号議案、非農地通知の審議を開始します。それでは事務局より、議案の説明をお願いします。

事務局 それでは第3号議案、非農地通知について、御説明いたします。議案書6ページを御覧ください。

1番は、多家良地区で、所有者から通知願があったため、8月26日に瀬畑委員、武市推進委員の委員2名、事務局2名で現地の状況を確認しております。1番は人が進入することもできないほど、雑木等が繁茂し、農業用機械による耕起・整地が困難であることから、農地に復元するための物理的な条件整備が著しく困難な状態であると認められます。

2番は、八万地区で、所有者から通知願があったため、10月11日に大貝委員、長谷川推進委員の委員2名、事務局2名、申請者側1名で現地の状況を確認しております。2番は人が進入することもできないほど、雑木等が繁茂し、農業用機械による耕起・整地が困難であることから、農地に復元するための物理的な条件整備が著しく困難な状態であると認められます。

第3号議案は、以上2件で、対象地は田132㎡、畑538㎡、合計670㎡です。御審議をよろしくお願いします。

議長 事務局の説明は以上ですが、全案件につきまして、申請地区の委員さん、他の委員の皆様、御意見、御質問はありませんか。

それでは、御発言がないようですので採決いたします。第3号議案の非農地通知については、全案件を非農地と承認することに異議はございませんか。

全委員 異議なし

議長 異議がないということですので、第3号議案については、全案件を非農地と承認することに決定いたしました。なお、この議決により、所有者及び関係各所に非農地通知を送付することになります。

続きまして、第4号議案、農用地利用集積計画の承認についての審議を開始します。なお、本号の審議に先立ち、委員が関係者となる案件が含まれております。農業委員会法第31条に定める、議事参与の制限の規定に基づき、板東美佐緒委員、谷川興一委員に御退席をお願いいたします。なお、審議終了後に、入室・着席をしていただき

ます。それでは事務局より、議案の説明をお願いします。

事務局        それでは、第4号議案、農用地利用集積計画について御説明します。議案書7ページを御覧ください。全ての申請について、農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律附則第5条第1項により従前の例によるとされた、改正前の農業経営基盤強化促進法第18条第3項に定める、利用権設定に関する要件はすべて満たしていると思われる。今月は新規設定が8件、再設定が46件で合計54件となっており、そのうち、賃貸借権が32件、使用貸借権が22件となっております。

設定しようとする土地での地区別の内訳は、1番と2番が、多家良地区4筆・2件、3番から5番が、勝占地区5筆・3件、6番が、入田地区2筆・1件、7番と8番が、不動地区6筆・2件、9番から20番が、応神地区18筆・12件、21番から30番が、川内地区28筆・10件、31番から35番が、国府地区6筆・5件、36番から40番が、南井上地区35筆・5件、41番から54番が、北井上地区24筆・14件となっております。

利用権設定については以上で、田58筆79, 893㎡、畑69筆

80, 189, 36㎡その他1筆131, 64㎡の合計128筆160, 214㎡となります。第4号議案の農用地利用集積計画についての説明は以上です。御審議をよろしくをお願いします。

議長        事務局の説明は以上ですが、全案件につきまして、申請地区の委員さん、他の委員の皆様、御意見、御質問はありませんか。

それでは、ご発言が無いようですので採決いたします。第4号議案の農用地利用集積計画については、全案件を承認することに異議はございませんか。

全委員        異議なし

議長        異議がないということですので、第4号議案については全案件を承認することに決定いたしました。参与制限により退席しています委員が、着席するまでお待ちください。引き続き、農地関係の報告事項に移ります。事務局の説明をお願いします。

事務局        それでは報告事項について説明します。

議案書16ページと17ページを御覧ください。1番は、農地法第3条の3の規定に基づく権利取得の届出についてです。相続による権利取得4件受理しました。

議案書18ページと19ページを御覧ください。2番は、農地法第5条第1項の規定に基づく許可の決定及び指令書の交付についてです。12件交付しました。

議案書20ページを御覧ください。3番は、農地法第4条第1項第7号の規定による市街化区域内の農地転用の届出についてです。2件受理しました。

議案書21ページと22ページを御覧ください。4番は、農地法第5条第1項第6号の規定による市街化区域内の農地転用の届出についてです。6件受理しました。

議案書23ページを御覧ください。5番は、農地法第18条第6項（合意解約）の処理についてです。4件受理しました。

議案書24ページを御覧ください。6番は、農地改良届についてです。1件受理しました。

議案書25ページを御覧ください。7番は、地目変更登記に係る照会に対する回答についてです。1件回答しました。今月の報告事項の説明については以上です。

議長        農地関係の報告は以上ですが、何か御意見等はございませんか。

それでは、特に無いようでございますので、続いて農業経営基盤強化促進法第20条第2項に基づく審議を行います。第5号議案、地域計画策定における目標地図素案の決定について、事務局より、議案の説明をお願いします。

事務局       それでは、お手元の第5号議案を御覧ください。地域計画策定における目標地図素案の決定について、説明いたします。

目標地図素案について、でございますが、農業経営基盤強化促進法により、市町村には令和7年3月までに「地域計画」を策定することが義務付けられました。「地域計画」では、10年後に目指す農地利用（10年後の農地の耕作者）を示す「目標地図」を作成することとなっており、農業委員会は市長の依頼を受け「目標地図の素案」を決定し、これを徳島市長に提出しようとするものでございます。

これまでの取り組みでございますが、令和5年9月から10月農業経営意向等のアンケート調査を実施、11月から12月アンケート結果の集計、令和6年1月各地区の座談会において農業の在り方等基本的な事項の協議・アンケート結果の報告、2月から4月委員による農地の利用調整、8月29日役員会において目標地図素案の作成方針の協議を行いました。

今後のスケジュールについて説明いたします。10月29日日本日総会において目標地図素案の審議し、決定いただきましたら、11月頃、市長（農林水産課）に目標地図素案を提出いたします。これ以降は農林水産課が行ってまいります。11月から12月地域計画案（目標地図を含む）作成、12月から令和7年1月地域計画案の説明会を市内15地区において開催、2月関係者への意見聴取、3月地域計画案の公告（縦覧期間2週間）、令和7年3月31日地域計画の策定・公告となります。

目標地図素案作成方針について説明いたします。令和6年1月の協議の場で説明・決定した事項といたしましては、地域計画の区域（農業上の利用が行われる農用地等の区域）は、農業振興地域の農地（市街化区域を除いた全ての農地）と決定しました。保全等を進める区域は指定しない、農振農用地区域の農地（青地）に限定するのではなく白地も含めることとなりました。アンケート未回答者及びアンケート対象外者（所有または耕作面積100㎡未満）の農地の取り扱いについては、地域計画区域とするが、耕作者を特定できないため、検討中と扱うこととなりました。アンケート調査結果への対応については、農業委員会が、規模縮小や売りたい・貸したい希望リストを作成し、地区ごとに委員がマッチングを行うことといたしました。結果は、5年以内の希望リストを作成し、マッチングを行いました。成立したものではありませんでした。農林水産課と協議した事項ですが、大きい地図、目標地図素案を御覧ください。赤い線の内側が地域計画区域で、青い線は農地を1筆ごとに囲んだものです。数字は、耕作者の番号を表示しております。目標地図上の耕作者の表記については、耕作者の人数が多く、耕作者ごとの色分けが難しいため、農地に耕作者ごとに番号を表示します。地域内の農業を担う者一覧については、資料5枚目を御覧ください。原則として、アンケートに回答のあった者を記載し、経営作目については、アンケートから転記しております。現状の経営面積については、農業委員会サポートシステムから、農業を担う者が該当地区で耕作している面積を転記、10年後の経営面積については、アンケートにより、農地を売りたい等の意向が明確な農地については、現状の経営面積から除外したものとっております。目標地図に位置付ける者（耕作者）の考え方ですが、原則として、自作地の場合は、所有者回答ありの場合、所有者を目標地図に位置付け耕作者の番号を表示、所有者回答なしの場合、検討中とし、番号の表示なし。貸借地については、所有者回答あり、借り手回答ありの場合は、現耕作者（借り手）を目標地図に位置付け、耕作者の番号を表示。所有者回答あり、借り手回答なしの場合は、検討中で番号の表示なし。所有者回答なし、借り手回答ありの場合は、

現耕作者(借り手)を目標地図に位置付け、耕作者の番号を表示。所有者回答なし、借り手回答なしの場合は、検討中で番号表示なしとしています。

なお、アンケートにより、農地を売りたい等の意向が明確な農地、アンケート裏面に、売りたい等の記載のあった農地については、検討中としております。

以上、策定方針や農林水産課との協議を基に作成したものが、本日お配りしております。各地区の「目標地図素案」で、徳島市長に提出しようとするものでございます。なお、農業を担う者一覧も関連があるため添付しております。

課題等の説明に移ります。アンケートの未回収分への対応について、現在の回収率は農家単位で約23%、農地単位で約29%であり、今後も農業者の意向把握・農地のマッチングに取り組んでいく必要があります。地域計画策定後は、利用権は全て農地中間管理機構経由の貸し借りに変更となり、地域計画に基づき設定することとなるため、所有者・耕作者の意向把握と目標地図への位置付けが必要となります。このため、特に貸し借りを希望される方については、アンケートの回答をお願いしたいと考えております。地域計画策定後の農地転用について、資料最後の7枚目を御覧ください。農地を農業目的以外で利用する場合、あらかじめ地域計画から除外する必要があります。地域計画からの除外には、まず、協議の場で変更内容を協議後し、協議の場で変更された協議内容を取りまとめ、公表します。その後、変更案の説明会の実施や関係者の意見聴取、変更計画案の公告（縦覧2週間）等の手続きを経なければならないため、許可申請は地域計画変更後となり、現行より時間がかかるようになります。現在、市街化調整区域全体を地域計画区域とする予定のため、農振除外が必要な青地だけでなく、白地や目標地図が検討中の場合も同様となります。こうしたことから計画策定前から、制度周知が必要となりますが、現在のところ、変更の手続き等は決まっておらず、市長部局、農林水産課が、スケジュール等を検討しております。具体的な手続きが決まりましたら、速やかに制度周知を行ってまいります。

以上、目標地図素案については、承認いただきましたら市長に提出することとなります。なお、今回上程しております目標地図素案は、あくまで素案であり、今後、農林水産課が地域計画全体を作成していく中で、変更となる可能性もあり、実際の目標地図については、今お配りしている目標地図素案と異なったものになることもありますので、御承知おきください。第5号議案の説明は以上です。御審議よろしく申し上げます。

議長 　ただ今の説明につきまして、御意見・御質問等はありませんか。  
それでは、採決いたします。本案件につきまして、事務局案を目標地図素案として、徳島市長に提出してよろしいでしょうか。

全委員 　異議なし

議長 　それでは、本案件につきましては原案のとおり決定いたします。  
それでは、以上をもちまして、令和6年10月徳島市農業委員会総会を閉会いたします。  
次回は11月27日水曜日の開催予定となっておりますので、よろしく申し上げます。ありがとうございました。